



Muribushi

むりぶし
群星

9月10月号 2020年

隔月発行
September
October



特集

令和2年7月豪雨被災地へ
緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣

- 1 お知らせ** 人事異動
- 2 特集** 令和2年7月豪雨被災地へ緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣
- 4 仕事の窓1** 令和元年度における沖縄地区の独占禁止法等の運用状況
- 6 仕事の窓2** 巡回防災展@知念小学校～防災パネル展を開催しました～
- 7 仕事の窓3** 泡盛の女王表敬訪問
- 仕事の窓4** 2020年『海の月間』
～海への理解を深めていただくための取組を行いました～
- 8 仕事の窓5** 旧石垣空港跡地に「急患搬送用暫定ヘリポート」が設置されます！
～地域の要望を契機とした国有財産の活用～
- 9 仕事の窓6** 身近な国有財産 旧法定外公共物(旧里道・旧水路)
- 10 仕事の窓7** 女性農業者の輪を広げよう！～オンライン交流会の開催～
- 仕事の窓8** 生産者を応援！学校給食に旬の県産マンゴー
- 11 仕事の窓9** 沖縄県内の地域ブランド発展に向けた取組
- 12 仕事の窓10** やってはダメ！くるまの不正改造
10月は「不正改造車排除強化月間」
- 13 仕事の窓11** 9月は自賠責制度広報・啓発期間です！
～忘れていませんか？「自賠責保険・共済」法令を守って楽しく走ろう！～
- 14 仕事の窓12** 令和2年度陸運関係功労者等陸運事務所長表彰
- 15 内閣府だより** 衛藤大臣の沖縄訪問
首里城応援企画第2弾「皆で探そう！首里城のお宝！」
- 16 お知らせ** 首里城応援企画第1弾「皆で作ろう！首里城アート」
- 17 お知らせ** 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける沖縄県の中小・小規模・個人事業主向け
国・県の支援策について(給付金、融資、補助金等)
- 20 お知らせ** 家賃支援給付金に関するお知らせ

表紙写真



作
者
那覇市立石田中学校3年
鯉沼采音

この作品は、今年の「海の月間」行事の一環として実施された「中学生海の絵画コンクール」の金賞受賞作品です。沖縄県内の中学校から85点の応募作品があり、7月28日に開催された「令和2年『海の日』海事関係功労者表彰式典」で鯉沼さん（主催：公益社団法人沖縄海事報協会、後援：沖縄総合事務局）に沖縄総合事務局長賞が授与されました。

「マナティー、タツノオトシゴ、亀等が関連しあっている情景が見事に捉えられ、色使いもリズム感ある構成となっている」との講評がありました。

人事異動

次長
(開発建設担当)



名 前 岩田 美幸 (いわた よしゆき)
出身地 大阪府
略歴 平成2年 建設省入省。国土交通省水管管理・国土保全局防災課長を経て現職
趣味 街歩き
抱負 皆様のご協力、ご支援を頂戴しながら、沖縄振興に資するインフラ整備、管理に邁進してまいります。

総務部長



名 前 上村 秀紀 (うえむら ひでき)
出身地 大阪府
略歴 平成7年 総務庁入庁。内閣官房内閣参事官(内閣広報室)を経て現職
抱負 希望が叶い、約20年ぶりに沖縄振興を担当することになりました。まずはその間の変化を頭にインプットし、その上で、微力ながら沖縄のために精一杯、頑張ってまいりたいと思います。

財務部長



名 前 松永 尚之 (まつなが なおゆき)
出身地 広島県
略歴 平成元年 大蔵省入省。財務省中国財務局管財部長を経て現職
抱負 内閣府沖縄総合事務局の一員として、他の部の皆様方と積極的に連携しながら、財務省や金融庁の政策ツールを活かして地域貢献の役割をしっかりと果たしていく所存でございます。よろしくお願いいたします。

農林水産部長



名 前 玉原 雅史 (たまはら まさふみ)
出身地 広島県
略歴 平成6年 農林水産省入省。水産庁漁政部参事官を経て現職
趣味 散歩、安くて美味しいものを探すこと
抱負 皆さんと力を合わせて、沖縄の農林水産業、そして地域が発展していくために少しでもお役に立ちたいと思っています。

開発建設部長



名 前 中島 洋 (なかしま ひろし)
出身地 大分県
略歴 平成元年 運輸省入省。内閣府沖縄振興局参事官を経て現職
趣味 街歩き、自転車乗り
抱負 仕事面では、国の出先機関として現場力と組織力を存分に發揮して沖縄振興に取り組みたい。仕事外では、感染症収束後に離島地域はじめ沖縄各地域を訪れ、自然、歴史、文化、酒食、スポーツ等を通じ住民や来訪者との交流を楽しみたい。

運輸部長



名 前 米山 茂 (よねやま しげる)
出身地 東京都
略歴 平成5年 運輸省入省。国土交通省総合政策局海洋政策課長を経て現職
趣味 音楽鑑賞 (ジャズ、ソウル、アンビエント、エレクトロニカ等)、カフェ巡り
抱負 新型コロナの影響で大変な時期に着任しましたが、皆さまのサポートを頂きながら、運輸・観光産業の維持・発展を通じて沖縄の振興に寄与して参りたいと思います。

令和2年7月豪雨被災地へ 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣



1 はじめに

緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)は、大規模自然災害への備えとして、地方公共団体等への支援が行えるよう、被災自治体が行う被災状況の迅速な把握、被害の拡大や二次災害の防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するために、平成20年4月に国土交通省で設置されました。沖縄総合事務局開発建設部においても、平成20年6月に緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を発足し、これまで平成28年熊本地震への派遣を皮切りに平成30年7月豪雨での四国地方、令和元年台風19号の東北地方の災害において隊員を派遣し被災状況調査等の支援活動を行ってきました。

2 令和2年7月豪雨

7月3日以降、停滞した梅雨前線の影響で九州北部地方を中心に広い範囲で大雨となり、各地で降水量観測値が史上1位を更新するなど記録的な大雨となりました。

この大雨により、九州地方を中心には河川の氾濫、道路の被災等が発生し、全国35県で死者や負傷者等の人的被害が115名、住居全半壊や浸水被害等の住居被害が18,492棟に及ぶなど甚大な被害となっています。

(消防庁情報8月24日15:00現在)

3 被災地へ TEC-FORCE 派遣



被災状況(熊本県八代市坂本地区_中谷橋)



被災状況(熊本県八代市坂本地区)

月4日から国土交通省近畿・四国地方整備局のTEC-FORCEが派遣され活動を開始し、順次、各地方整備局からも被災地に派遣され活動する中、国土交通省からの派遣要請により沖縄総合事務局からも令和2年7月10日に九州災害対策本部との連絡調整を担当する先遣班2人、被害状況調査班（道路）4人の計6人を第1陣として派遣し、7月11日より熊本県球磨郡相良村の被災状況調査に着手しました。7月17日からは第2陣が同県八代市での支援活動に從事し、7月23日に帰還しましたが、7月23日からの連休中に九州地方が再度、大雨に見まわれたことから、7月27日から第3陣を派遣し、八代市および相良村において被災状況調査等の支援活動を行い、8月3日に無事帰還しました。今回、派遣期間22日、派遣人数18人の隊員で、延べ114日となりました。

また、今回の支援活動では、新型コロナウィルス感染症対策として、マスクの着用及び消毒液の携帯、接觸確認



出発式の様子（次長挨拶）



TEC-FORCE隊員（第1陣）

アプリの利用、日々の体温確認など隊員の体調管理に気を配り活動を行いました。

調査結果は報告書としてとりまとめ被災自治体へ報告しています。
第3陣は、23日からの大雨による被害拡大が懸念されたため、第1陣と第2陣で調査を行った25箇所の再調査を行いました。また、新たに八代市内1路線での被災の有無の確認及び被災箇所5箇所において被災状況調査を行いました。調査結果は第1陣等と同様に被災自治体に報告しています。

4 支援活動

先遣班は、九州地方整備局災害対策室に常駐し、災害対策本部や他の地方整備局から派遣された先遣班との間で活動計画に関する調整作業や被害状況調査班（道路班）との連絡調整に従事しました。



地方整備局から派遣された先遣班との情報共有定例会議

被害状況調査班（道路班）

第1陣並びに第2陣は、熊本県、球磨郡相良村及び八代市の道路39路線における被災の有無の確認及び被災箇所25箇所での被災状況調査を行いました。



- ①聞き取り調査（八代市）
②③被災状況調査（相良村）
④被災状況調査（八代市）

帰還後の8月18日（火）には、帰還報告会を開催し、第1陣から第3陣の隊長・班長から被災状況や活動状況等の報告を行うことができました。なお、これまでのTEC-FORCE活動状況は沖縄総合事務局ホームページに掲載しています。

近年では、大規模災害が頻発しており毎年のようにTEC-FORCE活動を行えるよう、装備品の整備や隊員養成のための訓練や講習会等を進め支援体制の充実に努めてまいります。

お問い合わせ先

開発建設部防災課
098-866-1903



相良村の吉松村長（写真中央）に被害状況の調査結果を報告する隊員

令和元年度における沖縄地区の 独占禁止法等の運用状況



公正取引委員会は毎年、前年度における独占禁止法等の所管法それぞれの運用状況(事件処理件数、違反事例、違反行為の未然防止のための広報活動等)について、全国及び各地方事務所別に公表しています。

今回、今年6月に沖縄総合事務局総務部公正取引室(以下「沖縄公正取引室」といいます。)において公表した、令和元年度における沖縄地区の独占禁止法、下請法、消費税転嫁対策特別措置法及び景品表示法の運用状況について、ご紹介します。

独占禁止法

1 内容

独占禁止法は、自由経済社会において、事業者が事業活動を行うにあたって守るべきルールを定め、公正かつ自由な競争を妨げる行為を規制しています。

2 処理件数

沖縄公正取引室では、令和元年度において、3件の独占禁止法違反事件を審査し、うち2件について注意を行いました。

3 主な事例

○自動二輪車の小売業を営む12社(A～L)は、特定車種の自動二輪車の小売価格を統一していました。(価格カルテル)

○運転代行業者Mは、自己と競争関係にある事業者とその利用客との取引を妨害していました。(競争者に対する取引妨害)



公正取引委員会
マスコットキャラクター
「どっくん」

下請法

1 内容

下請法は、下請取引の公正化と、下請事業者の利益の保護を目的としています。製造業からサービス業まで、さまざまな業種において適用対象となる取引を明確に示すとともに、おやじぎょうしゃ親事業者の義務と禁止行為を具体的に定めています。

2 処理件数

沖縄公正取引室では、令和元年度において、42件の下請法違反被疑事件を処理し、うち34件について指導を行いました。

3 主な事例

○食料品の製造を下請事業者に委託しているA社は、納入場所に空きがないことを理由に、あらかじめ定めた納期に下請事業者の給付を受領しませんでした。(受領拒否)

○清掃業務及び設備の保守点検業務を下請事業者に委託しているB社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていました。(下請代金の支払遅延)

○建設資材の保管及び運送を下請事業者に委託しているC社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨の合意があるものの、当該合意を書面化せずに振込手数料を下請代金の額から減じていました。(下請代金の減額)

消費税転嫁対策特別措置法

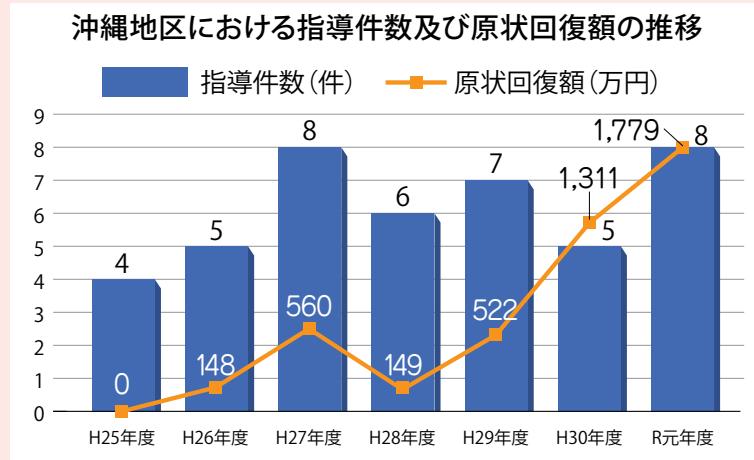
1 内容

消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税の転嫁拒否等の行為(以下「転嫁拒否行為」といいます。)の未然防止のための取組と、転嫁拒否行為に対する迅速かつ厳正な対処のための取組を進めています。

2 処理件数

沖縄公正取引室では、令和元年度において、転嫁拒否行為に対し8件の指導を行い、指導を行った違反事業者から、総額1,779万円の原状回復(転嫁を拒んでいた額の支払い)が行われました。

※ 原状回復額は1万円未満を切り捨て。
※ 平成25年度は平成25年10月から平成26年3月までの指導件数。



3 主な事例

○金融・保険業を営むA社は、調査業務を委託している事業者に対し、平成26年4月1日以後の消費税込みの委託代金について、消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、据え置いていました。(買いたたき)



消費税転嫁されてイルカ
「ルカちゃん」

景品表示法

1 内容

消費者誰もがより良い商品・サービスを求めています。ところが、実際よりも良く見せかける表示(不当表示)や、過大な景品類の提供(不当景品類)が行われたりすると、それらにつられて消費者が、実際には質の良くない商品・サービスを買ってしまい不利益を被るおそれがあります。景品表示法は、このような行為から一般消費者の利益を保護することを目的としています。

2 処理件数

沖縄公正取引室では、令和元年度において、1件の措置命令と、2件の指導を行いました。3件とも不当表示の事件でした。

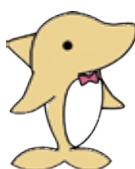
3 主な事例

○A社(焼肉レストラン)で提供するタンやハラミ等の部位を使用した料理について、外国産のものを使用していたにもかかわらず、あたかも黒毛和牛のものを使用しているかのように表示していました。(優良誤認)

○B社は、自社ウェブサイトにおいて販売する商品において、1日〇〇回飲むだけ、食事制限は不要です等と、あたかも、本件商品を摂取することで、痩身効果が得られるかのように示す表示をしていましたが、実際には、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を有しておらず、当該表示どおりの効果があるとまでは認められないものでした。(優良誤認)

詳細な資料は、下記URLにて掲載しています。

https://www.jftc.go.jp/regional_office/okinawa/index.html



総務部公正取引室では、独占禁止法の役割や意義を理解してもらうため、出前教室や講師の派遣を行っていますので、お気軽にご連絡ください。

お問合せ先

総務部公正取引室 ☎098-866-0049



巡回防災展@知念小学校 ～防災パネル展を開催しました～

沖縄総合事務局では、防災の備えを「親子で学ぶきっかけをつくる」目的で小学校などを対象とした巡回防災展を行っており、7月1日に南城市知念小学校で全校児童(10クラス247人)を対象に防災パネル展を開催しました。



防災展の概要説明



南城市防災マップ展示

防災・危機管理課では、子ども達の防災の意識を高め、日頃から災害に備えてもらえるよう、

「南城市防災マップ展示コーナー」では、自身の家は津波の影響がないのか、最寄りの避難所はどこなのか、どのルートで避

らいました。

一つ一つパネルの内容を確認し、地震や津波が発生するメカニズムを学びながら、併せて防災クイズを解き理解を深めても

防災パネル*と、さらに2つの展示コーナーを設け開催しました。また全学年が対象であったため、それぞれの学習レベルに見合う内容となるよう工夫して実施しました。

今回、知念小学校ではリニューアルした防災パネル*と、さらに2つの展示コーナーを設け開催しました。また全学年が対象であったため、それぞれの学習レベルに見合う内容となるよう工夫して実施しました。

はじめに「地震・津波はなぜ起きるの?」「地震・津波が発生した時に備えて何を準備しておくの?」「津波が来たときの避難について」を説明した後、実際にパネル展を見学してもらいました。

児童達からは「全国的に見て、沖縄は

大きな地震が起こる可能性が高いことを知つて驚いた」「百円ショップで避難グッズを準備できることがわかった」といった感想が寄せられました。

巡回防災展 小学校などを対象に巡回防災展を開催していく予定です。

お問い合わせ先
巡回防災展
お問い合わせ先
総務部防災・危機管理課

☎ 098-866-0115

*防災パネル

これまでの防災パネルはA1サイズ用紙に印刷された単調なものでしたが、わかりやすく、親しみの持てる雰囲気を作り出すため、東京学芸大学、明星大学と連携し、学校などでも活用しやすく、より子供たちが興味を持つよう展示パネルのリニューアルを行いました。パネルは地震や津波が起きるしくみ等、科学的なテーマについては図解を多用し、特にパネルのイラストやグラフについては土台をつけ、浮かせて取り付け、立体感を出して印象づけるようにしました。



非常時持ち出しセットの展示



防災パネルの見学及びクイズ



泡盛の女王表敬訪問



和やかな歓談の様子

7月7日、2020年泡盛の女王の上地輝さん、東星香さん、金城希さんが沖縄総合事務局を表敬訪問されました。

泡盛の女王は、沖縄県を代表する特産品、琉球泡盛の振興を目的に、泡盛のPR活動や親善交流を担う泡盛親善大使です。上地さんは、「人間が好き・沖縄が好き・泡盛が好き」、東さんは、「沖縄の酒です、味です、香りです」、金城さんは、「泡盛は変わった時代の変わらぬ銘酒」と、それぞれにキヤッチフレーズがあり、3人は、

終始和やかな雰囲気の中行かれ、職場の雰囲気も華やかなものになりました。

歓談は、



左から 東星香さん、金城希さん、吉住局長、上地香さん、前津次長

琉球泡盛をPRするため積極的に活動すること等、今後の抱負を語りました。

吉住局長からも、「沖縄総合事務

局では、官民一体となって泡盛の海外展開を促進するための様々な取組を展開しているところ、是非泡盛をPRしていただき、今後とも協力しながら泡盛の振興を進めていきたい」との発言がありました。

お問い合わせ先
総務部振興企画官
☎ 098-866-0047

海事関係功労者表彰式典

7月28日に那覇市内のホテルにて『令和2年「海の日」海事関係功労者表彰式典』を開催しました。

船舶関係事業の企業役員1名、優良船員4名、港湾関係事業の企業役員2名と1団体に対し沖縄総合事務局長表彰の授与を行いました。

また、「令和2年度 第57回 中学生海の絵画コンクール」受賞者への表彰も行い、沖縄総合事務局長賞(金賞)受賞の那覇市立石田中学校3年生鯉沼采音さんをはじめ、10人の中学生を表彰しました。



沖縄総合事務局長表彰の受賞者とC to Seaプロジェクトご当地アンバサダー

中学生海の絵画コンクール受賞作品の展示

8月3日から7日にかけて、当局1階行政情報プラザにおいて、「中学生海の絵画コンクール」受賞作品(10作品)の展示を行いました。

会場には、多くの来場者が訪れ、「海」をテーマに中学生が描いた力作を眺める光景が見られました。



海の絵画コンクール
金賞を受賞した生徒への表彰授与



2020年『海の月間』 ～海への理解を深めていただくための取組を行いました～

四面を海に囲まれている我が国は、輸出入貨物の大部分を海上輸送に頼るなど様々な形で海と深く関わって発展してきました。「海の日」は、このような海の恩恵に感謝し、海を大切にする心を育むことを目的に平成8年に制定されました。この「海の日」の意義を広く理解していただくため、7月を「海の月間」とし、全国各地に

お問い合わせ先
運輸部総務運航課
☎ 098-866-1836

おいて多彩な行事が展開されました。当局においても「海事関係功労者表彰式典」及び「中学生海の絵画コンクール受賞作品の展示」を行いました。

旧石垣空港跡地に 「急患搬送用暫定ヘリポート」が 設置されます！ ～地域の要望を契機とした国有財産の活用～



沖縄総合事務局(八重山財務出張所)は、旧石垣空港跡地に所在する未利用国有地(財務省所管普通財産)を、これまで県立八重山病院(約3ha)、石垣市新庁舎(約2.4ha)、市道旧空港跡地線(約0.3ha)の用地として沖縄県、石垣市へ時価売払や無償貸付をしており、地域の課題解決に貢献する観点を踏まえて有効活用を進めています。

現在、石垣市が同空港跡地を事業区域として土地区画整理事業による基盤整備を進める方向で手続きを進めていますが、この中には当局管理の未利用国有地が今なお約19ha含まれていることから、石垣市の計画するまちづくりに地権者の立場で協力をしています。

こうした中、沖縄県より、石垣島周辺離島から石垣島への急患搬送におけるヘリコプターの着陸地点が新石垣空港となっていることを踏まえ、「急患搬送の時間を短縮するため、県立八重山病院に隣接する国有地を使用して暫定ヘリポートを設置したい」とする要望を受けました。

同要望に基づき、国有地の使用について検討した結果、ヘリポートの設置は救命の可能性を高めるためのものであるほか、暫定であることから石垣市が手続きを進めている土地区画整理事業の実施上も影響を及ぼさないと認められたこと、地域や社会のニーズに対応した有効活用を推進するという国有地の管理処分の基本方針にも合致すると判断したことから、令和2年6月に沖縄県との間で一時貸付契約を締結しました。



離島で患者を収容するヘリコプター
(写真提供:第十一管区海上保安本部石垣航空基地)



一時貸付契約の概要

利用期間 令和2年7月～令和5年6月までの3年間
利用面積(国有地部分) 約2,200m²

国有財産は国民共有の貴重な財産であり、当局では、引き続き、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用を進めてまいります。

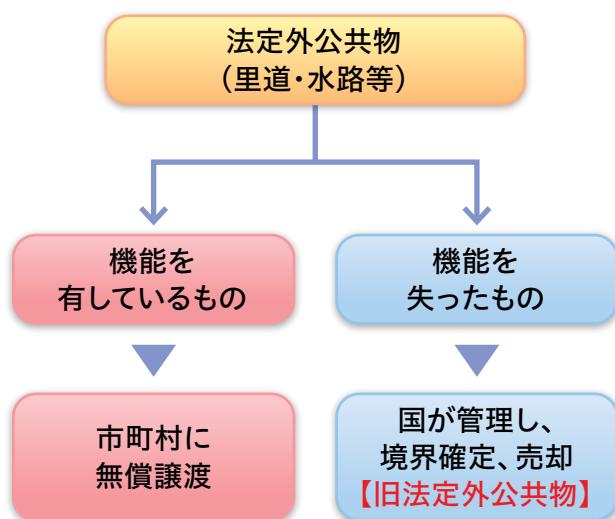
お問合せ先
八重山財務出張所 ☎0980-82-4941



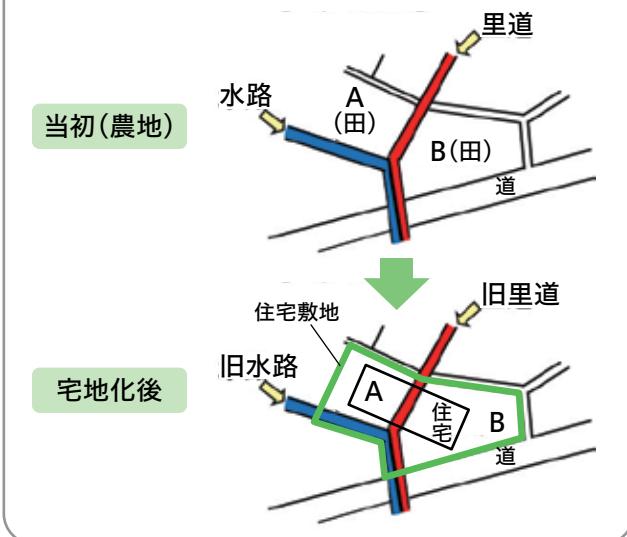
身近な国有財産 旧法定外公共物(旧里道・旧水路)

旧法定外公共物とは、かつて里道や水路等であったものが、機能を失い、公共的な用途に使われていないものをいい、国（沖縄県では沖縄総合事務局財務部）が管理することになっています。旧里道や旧水路が、現に住宅敷地等として使用されている場合には使用者に対して売却を行っています。

※現在でも里道・水路としての機能を有しているもので、市町村が必要なものについては、国から譲与のうえ市町村が所有する土地となっています。



旧法定外公共物が使用されている例



「法定外公共物」とは？

道路法、河川法等の適用または準用を受けていない公共物のことです。「里道・水路」がその代表的なものとされています。



旧法定外公共物の境界確定または購入手続きを検討されている方は、
財務部ホームページ

http://www.ogb.go.jp/zaimu/zaimu_kokuyuu/kokuyuuzaisan/kounyuu/01-08
をご覧いただぐか、下記までお気軽にお問い合わせ下さい。



沖縄本島及び 離島地域(宮古・八重山地域を除く)	宮古地域	八重山地域
財務部統括国有財産管理官 ☎098-866-0097	宮古財務出張所 ☎0980-72-4774	八重山財務出張所 ☎0980-82-4941

女性農業者の輪を広げよう！

オンライン交流会の開催

沖縄県内の女性農業者が自身の活動の中で抱える課題や女性固有の思いを共有し、その課題などの解消に向け、ネットワークを広げるこ

とを目的として、去る7月30日に、「女性農業者オンライン交流会」を開催しました。

島しょ県の沖縄では、多くの農業者が一堂に会することは難しいため、Web会議システムを利用して、沖縄本島(2人)、石垣島(3人)、宮古島(3人)、粟国島(1人)から、計9人の女性農業者にご参加いただきました。交流会では、新型コロナウイルス禍における農業経営への影響、流通への不安、SNSを活用した販路拡大の可能性、消費者と生産者をつなぐ取組などについて活発に意見を出し合い、交流を深めました。

また、参加者からは、「農業女子たちでYouTubeを作り、身近な農業の魅力を情報発信」、「島しょ県



オンライン交流会で農業経営などについて意見交換する職員



オンライン交流会の参加者

だからこそできるWebマルシェを開催」など、女性農業者の新たな活動のアイデアが出され、ネットワークの広がりへの期待が膨らみました。

今後も、農林水産部では、女性農業者が幅広く活動できる取組を積極的に推進していきます。

農林水産省では、生産者への影響を緩和するため、「国産農林水産物等販売促進緊急対策事業のうち野菜・果実販売促進緊急対策事業」を実施し、需要の減少が大きい国産果実などの学校給食への提供を支援しています。

沖縄県農業協同組合(JAおきなわ)では、本事業を活用して、県内の小中学校を対象に、県産マンゴーを学校給食へ提供しています。

7月2日

に宮古島市立城辺小学

校でマンゴー



生産者を応援！ 学校給食に旬の県産マンゴー



宮古島市立城辺小学校におけるマンゴー贈呈式

JAおきなわから城辺小学校へのマンゴー贈呈
国産農林水産物等販売促進緊急対策事業
(農林水産省)

贈呈式が行われ、市内の小中学校への提供が始まりました。

沖縄を代表する果物であるマンゴーは、7月がまさに旬です。日頃は、学校給食ではあまり見られない果物とあって、子供たちがおいしそうに食べられる姿がとても印象的でした。

また、マンゴーの提供とともに、教育面から、どのようにマンゴーが生産されるのかを説明した教材を児童一人一人に提供し、県産マンゴーに対する理解を深めるための取組も行われています。

なお、学校給食へのマンゴーの提供は、宮古島市以外でも、希望する小中学校に対して、夏休み明けに行われる予定です。



教材「沖縄県産マンゴーができるまで」
(JAおきなわ作成)

お問合せ先
農林水産部生産振興課
☎ 098-866-1653

沖縄県内の 地域ブランド発展に向けた取組



経済産業部

「地域ブランド」という言葉を耳にされたことがあるでしょうか。地域そのものの価値が広く認知され求められる状態のことを指し、地域の特性を生かした商品やサービスと結びつけることで、他とは差別化された付加価値が付き、売上げが増加したり、さらにその地域名が全国に広く認められ、観光や雇用への相乗効果も期待されます。

地域団体商標制度について

この地域ブランド保護を目的として創設されたのが、地域団体商標制度です。地域の產品について事業協同組合などが「地域の名称」と「商品・サービス名」を組み合わせた商標を取得できるようになした制度です。県内でも農林水産物や伝統工芸品などの様々な商標が登録され、地域ブランド開発の重要な要素となっていますが、ブランドとして確立するには商品を通じて地域の魅力をどのようにアピールするかを地域ぐるみで検討することも重要です。

知財活用による 地域ブランド構築体制支援事業

沖縄総合事務局では、このような地域での取組を支援するために、専門家を派遣し地域の自治体や事業者、観光協会といった関係機関が協力して地域ブランド



知的財産に関するお問合せ先

内閣府沖縄総合事務局経済産業部
地域経済課知的財産室
☎098-866-1730

魅力ある地域ブランドの理由に迫る!
～Blanding Bible～について

沖縄総合事務局では、地域ブランドの魅力を知つていただくための動画やパンフレットを作成しています。県内の魅力ある地域ブランドを掲載していますので、是非ご覧ください。



地域ブランド構築のススメ
～Blanding Bible～



Vol.1 「琉球びんがた」

「地域ブランド」とは?

ドの活用プラン構築を支援する事業を実施しています。
外部専門家の目を通して「わが町（村）といえばこれ！」といった強みを見出して戦略を作るだけでなく、それを地域で運用する体制づくりにも焦点を当てて支援をしています。



やってはダメ！ くるまの不正改造

10月は「不正改造車 排除強化月間」



運輸部

**不正改造は
犯罪です!!**

不正改造車の使用者
整備命令の発令

不正改造を実施した者
6ヶ月以下の懲役又は
30万円以下の罰金

STOP!
THE不正改造

不正改造車を排除する運動

www.tenken-seibi.com

**このような改造は
不正改造です!!**

① 基準不適合マフラーの取付け
② ダイヤモンドホイールの取付け
③ 濃黒ガラス・助手席の窓ガラスへの着色フィルムの貼付け

④ 基準外ウイング(エア・spoイラ)の取付け
⑤ 基準不適合マフラーの装着

⑥ 灯火の色の変更を実施
⑦ A.荷台さし棒の取付け・燃料タンクの増設
B.窓入出孔上部横断面の遮断・削除
C.大型荷物運搬用の荷台内側

⑧ 車両ガラスへの被膜紙の張貼

⑨ 運転制御装置(スピードリミッタ)の解除・撤去

⑩ ディーゼル自動車が排出する黒煙

詳しくは不正改造車を免かげたら、黒煙ナシバー、不正改造の内容の情報をお寄せ下さい。

名古屋支局 011-290-2752 仙台支局 022-952-8042 沖縄支局 097-860-4783
東京支局 022-791-7634 大阪支局 025-952-8044 九州支局 093-472-2557
北陸支局 025-285-9150 三重支局 058-490-0653 四国支局 090-860-1857
奈良支局 045-211-7254 石川支局 080-229-9142

<http://www.mlit.go.jp/jidoka/sidai/seibankoku/12.html> (最終更新日: 2024年9月14日)

自動車は、生活に欠かせない移動手段となっているのみならず、娯楽の道具としても認識されており、様々な部品等が販売され、手軽に取付け等ができる状況にあります。

しかしながら、

- ①灯火の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け
- ②運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルムの貼付け
- ③タイヤ、ホイールの車体(フェンダー)外へのみ出し
- ④基準外ウイング(エア・spoイラ)の取付け
- ⑤基準不適合マフラーの装着

等の不正改造を施された車両が存在し、国民生活の安全・安心を脅かしていることが問題となっております。

これらについては、それぞれ

- ①周囲の交通に誤認を与える
- ②運転者の視界を妨げ状況確認が困難となる
- ③歩行者に危険を及ぼすとともに車体やブレーキ機構への干渉により故障・事故の原因となる
- ④他の交通の妨げとなる
- ⑤周囲に騒音をまき散らし平穏な生活の破壊につながる

ため、禁止されております。

沖縄総合事務局では、これら不正改造を排除し、車両の安全確保及び環境保全を図るため、沖縄県警察本部、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会、関係機関および関係団体と協力して、「不正改造車を排除する運動」を展開し、特に10月を強化月間として重点的な取組を行っております。

皆様も是非、この機会にどのような改造が不正改造になるのかについて理解を深めていただき、不正改造とならないよう注意しましょう。

詳しい情報はこちらから www.tenken-seibi.com



不正改造車・迷惑黒煙車を確認したら、下記まで情報をお寄せ下さい。

不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口

沖縄総合事務局運輸部車両安全課 ☎098-866-1837

沖縄総合事務局陸運事務所整備部門 ☎098-875-0300

9月は自賠責制度広報・啓発期間です! ～忘れていませんか?「自賠責保険・共済」 法令を守って楽しく走ろう!～

国土交通省及び沖縄総合事務局運輸部では、令和2年9月1日から9月30日までの1か月間を「**自賠責制度広報・啓発期間**」と位置付け、自賠責制度の重要性や役割、無保険車運行の違法性等について広報・啓発活動を実施し、自賠責保険への加入促進を図っています。



1 ポスター・リーフレットによる広報の実施

地方公共団体、公共施設などにポスター掲示依頼・リーフレット配布を行い、自賠責保険・共済の加入を呼びかけます。

2 関係業界と連携した街頭啓発活動の実施

(一社)日本損害保険代理業協会と共同で自賠責制度について街頭PR活動を実施します。

3 監視活動の推進

大型商業施設、駅前駐輪場などにおいて街頭監視活動を積極的に実施し、有効期限切れやステッカー(自賠責保険・共済標章)の表示がなされていない原動機付自転車や軽二輪車に対し、「通知書」を交付し加入状況を確認させるなどの注意喚起をします。



自賠責保険・共済の有効期限切れバイクへの監視活動

小さくて小回りのきくバイクは手軽な移動手段としてよく利用され、軽二輪(排気量250cc以下のバイク)・原動機付自転車が人気です。しかし、軽二輪・原動機付自転車は車検制度が無く、自賠責保険・共済の有効期限切れに気付かず使用されることが見受けられます。

令和元年度は**36,507台**中、**2,003台**に自賠責保険有効期限切れの疑いがあるとして、通知書を交付しました。

- 「自賠責」は、交通事故の被害者を救済するとともに、万が一加害者となってしまった場合に備えるための保険です。
 - 「自賠責」加入は強制です。でも、簡単に加入できます。

もし、自賠責に加入せずに運転すると…



**1年以下の懲役 または
50万円以下の罰金
(自賠法第86条の3)**

+

違反点数6点
▼
免許停止 处分等

詳しくは [自賠責保険ポータルサイト](#) を検索

お問合せ先
運輸部陸上交通課保障係
☎098-866-0031(内線85367・85368)

令和2年度 陸運関係功労者等 陸運事務所長表彰



令和2年度 所長表彰受賞者

事業役員(5名)

狩 俣 忠 光	狩俣運送
與那覇 正 男	丸正運送
山 城 一 男	山一運送
有 銘 盛 浩	株式会社小禄運輸
松 川 直 哉	沖縄西濃運輸株式会社

従業員(10名)

比 嘉 一 美	東陽バス株式会社
佐久本 美 之	東陽バス株式会社
伊 波 武 広	沖縄ふそう自動車株式会社
上 地 安 則	沖縄トヨタ自動車株式会社
浦 崎 永 紀	ニッポンレンタカー琉球株式会社
上 原 真 樹	ニッポンレンタカー琉球株式会社
比 嘉 哲 也	ニッポンレンタカー琉球株式会社
儀 間 幸 江	ニッポンレンタカー琉球株式会社
金 城 哲 也	ニッポンレンタカー琉球株式会社
新 里 昭 仁	沖縄県自動車整備商工組合

運転者(1名)

佐次田 進	東陽バス株式会社
-------	----------

整備士(6名)

知 念 政 則	株式会社ラッキー自動車商会 clear25 オキナワ
塩 濱 健	琉球日産自動車株式会社 泊サービスセンター
上 原 康 昭	浦添自動車株式会社
緑 間 尚 登	沖縄ホンダ株式会社 テクニカルセンター沖縄
安 里 幸 次	浦添自動車株式会社
成 海 雅 勝	カーケアセンター上間

運行管理者(5名)

比 嘉 敏 之	株式会社丸金交通
仲 松 靖	琉球通運株式会社
上 間 育	株式会社ひかり物流
松 川 哲	沖縄郵便通送株式会社
城 間 盛 作	サンエー運輸株式会社

安全性優良事業所(1事業所)

内外運輸株式会社 西原営業所

今回の表彰は、事業役員5人、従業員10人、自動車運転者1人、自動車整備士6人、運行管理者5人の計27人とトラック事業の安全性優良事業所(Gマーク)1社が受賞されました。

例年6月15日に開催している表彰式は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から取り止め、表彰状の交付は、推薦団体を介し受賞者の意向を踏まえつつ3密を避ける形で行いました。



陸事所長から表彰状を受け取る
内外運輸(株)金城本部長(右)

Gマークの内外運輸(株)については、西原営業所にて、新車販売事業や自動車整備事業の従業員、トラック事業の運行管理者については、陸運事務所長室にて個々の受賞者へそれぞれ交付しました。



宮里陸事所長(左から3人目)と自動車整備関係受賞者

お問い合わせ先 陸運事務所 ☎098-877-5140

内閣府だより

衛藤大臣の沖縄訪問



沖縄総合事務局
沖縄市町村施策支援室員への訓示（那覇市）



「平和の火」視察（糸満市）



旅行者専用相談センター（TACO）視察（那覇市）
(新型コロナウイルス感染症対策の現場)

令和2年7月19日～20日にかけて、衛藤沖縄担当大臣は沖縄県を訪問しました。

本年は沖縄全戦没者追悼式が新型コロナウイルス感染症対策のため規模を縮小して実施され、大臣の出席も叶わなかったことから、改めて国立戦没者墓苑などへ参拝・献花を行うとともに、新型コロナウイルス感染症に対する水際対策の現場である「旅行者専用相談センター」（TACO）などを視察しました。

また、本年4月1日に沖縄総合事務局で発足した「沖縄市町村施策支援室」の室員に対して訓示を行い、「この支援室が各自治体の首長などが那覇に立ち寄った際の『止まり木』のような場所になることを期待したい」と述べました。

～首里城応援企画第2弾～「皆で探そう！首里城のお宝！」



OKINAWA41オリジナル世界遺産カード（イメージ）



ゴールドカードが手に入るかも!!

内閣府が運営する沖縄の魅力を柔らかく発信するサイト「OKINAWA41」では、首里城応援企画第2弾として、首里城公園内で行う「宝探し」を企画しております。

賞品として、ここでしか手に入らない沖縄県内9か所の世界遺産カードをプレゼント。全てのお宝を見つけることができた方にはゴールドカードが手に入るチャンスがあります！

詳細はHPに掲載しますので、ぜひご期待ください！



OKINAWA41

検索



～首里城応援企画第1弾～「皆で作ろう！首里城アート」

首里城アート完成



完成した「首里城アート」

「OKINAWA41」で、首里城応援企画第1弾として実施しました「皆で作ろう！首里城アート」は、4歳から50代まで、沖縄を中心に北は北海道から22都道府県・100人の皆様のご協力で、すてきな首里城アートが完成しました！

完成した首里城アートをデザインとして使用することを御希望の方は以下のアドレス（OKINAWA41事務局）までお気軽にご連絡ください。

Email : info@okinawa41.go.jp

「OKINAWA41」では沖縄の知られざる魅力を紹介しています。

以下のURLからぜひ一度、ご覧ください。

URL : <https://www.okinawa41.go.jp/>



新型コロナウイルス感染症で影響を受ける
沖縄県の中小・小規模・個人事業主向け

国・県の支援策について (給付金、融資、補助金等)

本資料は2020年8月5日時点の情報に基づき作成しています。

○経営に関する相談窓口

- 内閣府沖縄総合事務局中小企業課 (098-866-1755)
- 沖縄県よろず支援拠点 (098-851-8460)

※1 沖縄総合事務局経済産業部

メールマガジン、Twitter、Facebook
QRコード



メルマガ登録



Twitter



Facebook

※2 沖縄総合事務局経済産業部ホームページURL

<http://www.ogb.go.jp/keisan>

1 給付金・助成金等

(1) 資金の使途を問わないもの

持続化給付金（国）

- 対象：売上が前年同月比▲50%以上の中堅・中小・小規模・個人事業者等
- 給付額：法人200万円、個人事業者100万円（ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限）
※6月29日より、①主たる収入を雑所得・給与所得で申告した個人事業者、②2020年1～3月に創業した事業者も申請可能になった。

市町村で実施する支援金等（市町村）

沖縄県内の市町村において、事業者向けの給付金・支援金等を実施している場合あり。
実施の有無や支援対象は市町村によって異なる。

(2) 特定の使途を前提としたもの

事業縮小に伴う休業手当等の助成

※助成率等は緊急対応期間（4月1日～9月30日）の場合

雇用調整助成金（国）

- 対象：最近1ヶ月で売上、生産高等が▲5%以上
- 助成率：中小企業4/5、大企業2/3（解雇等がない場合、中小企業10/10、大企業3/4）
- 助成上限額：1人あたり日額 1万5千円

上乗せ

沖縄県雇用継続助成金（県）

- 対象：国の「雇用調整助成金」の支給決定を受けた事業主
- 助成率：中小企業1/10、大企業1/6（解雇等がない場合、大企業1/4（中小企業は国が10/10助成））

休業手当

【労働者向け】新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（国）

休業手当を受けることができない労働者に対する新たな給付制度

- 対象：2020年4月1日から9月30日までの間に事業主の指示により休業した中小事業主の労働者であって、休業手当を受けられない方
- 支給額：休業前賃金の80%（日額上限1万1千円）を休業実績に応じて支給

2 資金繰り・融資

(1) 国・県の新型コロナ関連融資制度

【沖縄公庫で取扱い※1】

新型コロナウイルス感染症特別貸付（国）

- 対象：売上高が前年又は前々年同期比▲5%以上の事業者等
- 融資限度：中小資金6億円、生業資金8千万円
- 利率：当初3年間は基準金利から0.9%引下げ
(4年目以降は基準金利)
※利下げ限度は、中小資金：2億円、生業資金：4千万円
- 融資期間：運転15年、設備20年（据置5年以内）

利子補給による実質無利子化※2

本特別貸付対象者であって、以下の売上減少要件に合致の場合、**当初3年間実質無利子化**

- 個人事業主・フリーランス：要件なし
- 小規模事業者：▲15%以上
- 中小企業者：▲20%以上

※無利子化限度額は、中小資金：2億円、生業資金：4千万円

【県内主要金融機関で取扱い※3】

新型コロナウイルス感染症対応資金（国・県）

- 対象：セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証のいずれかを利用した事業者
- 融資限度：4千万円
- 利率：**当初3年間実質無利子**（売上の前年同月比が、個人事業主等で▲5%以上、中小・小規模事業者で▲15%以上の場合は、保証料もゼロ）
- 融資期間：運転・設備10年（据置5年以内）
- 融資窓口：融資及び信用保証の申し込みは、実施金融機関においてワンストップで受付

※1 商工会・商工会議所でも沖縄公庫の融資斡旋を実施中

※2 商工中金における「危機対応融資」においても実質無利子化を実施中

※3 実施金融機関は、琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信金、商工中金、JAおきなわ、みずほ銀行、鹿児島銀行

※4 既往債務の実質無利子への借換も可能（借換による無利子化上限は、新規融資と既往債務借換額の合計で、上記融資制度の無利子化限度額まで）

(2) 信用保証（国）

民間融資に対する保証として、一般枠2.8億円とは別枠で以下の2つを活用し、最大5.6億円の別枠保証

①セーフティネット（SN）保証（中小企業信用保険法第2条第5項）

4号：売上高前年同月比▲20%以上の場合、債務を100%保証、一般枠と別枠で最大2.8億円

5号：売上高前年同月比▲5%以上の場合、債務を80%保証、一般枠と別枠で最大2.8億円

②危機関連保証（中小企業信用保険法第2条第6項）

売上高前年同月比▲15%以上の場合、債務を100%保証、一般枠、SN枠と別枠で最大2.8億円

(3) 資本性資金供給・資本増強支援（国）

【沖縄公庫・商工中金で取扱い】

新型コロナ対策資本性劣後ローン（新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付）※1

本来の収益力が回復するまでの財務安定化に必要となる、金融機関から資本と見なされる資金を融資

- 対象：中小企業再生支援協議会の支援を受けて事業再生を図る事業者、事業計画の策定により民間金融機関等による支援等の支援体制が構築されている事業者等
- 融資限度：沖縄公庫 7.2億円（中小資金）・7千2百万円（生業資金）、商工中金 7.2億円
- 利率：当初3年間は0.5%。4年目以降は業績に応じ毎年見直し
- 融資窓口：5年1ヶ月、10年、20年のいずれか

※1 沖縄公庫の制度名。商工中金では「危機対応業務 資本性劣後ローン」という制度名

※2 商工中金のみ中堅企業も対象（中堅企業の場合の条件は異なる）

※3 資本増強支援に関しては、今後、中小機構による官民連携ファンドを通じた出資等による中小企業の再生支援も実施予定

3 設備投資等への補助事業

中小企業生産性革命推進事業（国）

新型コロナを乗り越えるための投資を行う事業者向けに、通常枠に比べ、補助率・補助上限額を上乗せした「特別枠」を設定。また、「業種別ガイドライン」等に基づき実施する感染防止対策も支援（事業再開枠）

補助上限・補助率	通常枠	特別枠（類型A）	特別枠（類型B・C）
持続化補助金 (販路開拓等)	50万円・2/3	100万円・2/3	100万円・3/4
	【事業再開枠】50万円・定額（10/10）※		
ものづくり補助金 (設備導入)	1,000万円・1/2 (小規模2/3)	1,000万円・2/3	1,000万円・3/4
	【事業再開枠】50万円・定額（10/10）		
IT導入補助金 (IT導入)	450万円・1/2	450万円・2/3	450万円・3/4

※事業再開枠の補助額は、総補助額の1/2以下であること

※クラスター対策が必要と考えられる業種（ナイトクラブ、ライブハウス等）はさらに上限を50万円上乗せ

<特別枠の申請要件> 経費の1/6以上が、以下のいずれかに合致

類型A：サプライチェーン毀損への対応（部品調達の滞りを回避するための製造の内製化等）

類型B：非対面型ビジネスモデルへの転換（キャッシュレス端末導入、EC販売へのシフト等）

類型C：テレワーク環境の整備（WEB会議システムの導入等）

<事業再開枠の対象> 業種別ガイドライン等に基づく、以下の感染防止対策費

消毒、清掃、飛沫防止対策（アクリル板・透明ビニールシート等）、換気設備 等

4 消費喚起に向けた事業

Go To キャンペーン（国）

①観光キャンペーン（Go To Travel）

- 代金の1/2相当分のクーポン等を付与（最大一人あたり2万円分/泊）

②飲食キャンペーン（Go To Eat）

- 飲食店で使えるポイント等を付与（最大一人あたり1000円分）
- 登録飲食店で使えるプレミアム付食事券（2割相当分の割引等）を発行

③イベント等キャンペーン（Go To Event）

- イベント・エンターテイメントのチケットを購入した消費者に対し、割引・クーポン等を付与（2割相当分）

④商店街キャンペーン（Go To 商店街）

- 商店街等によるキャンペーン期間中のイベント開催、プロモーション、観光商品開発等の実施

【参考】市町村・商工会等における相談対応体制の強化

経済産業省の補正予算において、以下の取組のための費用（94億円）を措置

①よろず支援拠点から各市町村に専門家を派遣し、事業者からの相談対応体制を整備

②全国商工会連合会及び日本商工会議所が、各種申請等の対応を行う相談員を配置するなどの支援体制を強化する取組を補助



家賃支援給付金

に関するお知らせ



(2020年8月11日版)

家賃支援給付金とは？

5月の緊急事態宣言の延長等により、
売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、

地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金を支給します。

支給対象（①②③すべてを満たす事業者）

① 資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者※

※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象。

② 5月～12月の売上高について、

・1ヵ月で前年同月比▲50%以上 または、

・連続する3ヵ月の合計で前年同期比▲30%以上

③ 自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払い

給付額

法人に最大600万円、個人事業者に最大300万円を一括支給。

算定方法

申請時の直近1ヵ月における支払賃料（月額）
に基づき算定した給付額（月額）の6倍

	支払賃料（月額）	給付額（月額）
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円+【支払賃料の75万円の超過分×1/3】 ※ただし、100万円（月額）が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円+【支払賃料の37.5万円の超過分×1/3】 ※ただし、50万円（月額）が上限

お問合せ先
(次頁も含む)

家賃支援給付金 コールセンター 0120-653-930

【~8/31】平日・土日祝 8:30~19:00

【9/1~】 平日・日（土・祝除く）8:30~19:00

※お電話のおかけ間違いには
十分にご注意ください。

家賃支援給付金の申請はポータルサイトから電子申請となります。

※電子申請が困難な方には各都道府県の申請サポート会場（完全予約制）にてサポートを行います。

> 詳細はポータルサイトをご確認ください <https://yachin-shien.go.jp/index.html>

＼よくあるお問い合わせ／

Q1. 申請に必要な書類を教えてください。

A1. 以下の書類をご用意いただき、ポータルサイトにて電子申請をいただきます。

- ① 賃貸借契約の存在を証明する書類（賃貸借契約書※1等）
 - ② 申請時の直近3ヵ月分の賃料支払実績を証明する書類※2
(銀行通帳の表紙及び支払い実績がわかる部分の写し、振込明細書等)
 - ③ 本人確認書類（運転免許証等）
 - ④ 売上減少を証明する書類（確定申告書、売上台帳等）
- } 持続化給付金と同様

※1 申請者ご自身の名義で契約されていること、2020年3月31日と申請日の両方で有効なものであることが必要ですが、例外によって申請ができる場合もございます。詳細は家賃支援給付金申請要領（以下、申請要領）の原則基本編の3-5-3の記載内容をご確認ください。

※2 賃貸人（かしぬし）から支払いの免除または猶予を受けている場合や滞納をしている場合も例外によって申請ができる場合もございます。申請要領別冊2-9の記載内容をご確認ください。

Q2. 自己保有の土地・建物について、ローンを支払中の場合は対象ですか？

A2. 対象ではありません。

Q3. 個人事業者の「自宅」兼「事務所」の家賃は、対象ですか？

A3. 対象ですが、確定申告書における損金計上額など、自らの事業に用する部分に限ります。

Q4. 借地の賃料は対象ですか？

A4. 対象です。なお、借地上に賃借している建物が存在するか否かは問いません。
(例：駐車場、資材置場等として事業に用いている土地の賃料)

Q5. 管理費や共益費も賃料の範囲に含まれますか？

A5. 給付額算定の費用に含まれますが、賃料について規定された契約書と別の契約書に規定されている場合は、算定の対象になりません。

Q6. 地方自治体から賃料支援を受けている場合も対象ですか？

A6. 対象ですが、申請要領基本原則編2-4-4の通り、算定に際し考慮される場合があります。

Q7. 賃貸借契約書上の賃貸人（かしぬし）の名義と現在の賃貸人の名義が異なる場合は給付の対象ですか？

A7. 申請要領別冊2-1. 例外①に記載の通り、様式5-1 「賃貸借契約等証明書」 等をご提出いただければ、給付対象となる場合があります。

Q8. 賃貸借契約書上の賃借人（かりぬし）等の名義人と、実際に賃料を払っている申請者とが異なる場合は、給付の対象ですか？

A8. 申請要領別冊2-2例外②に記載の通り、様式5-2 「賃貸借契約等証明書」 等の所定の様式に現在の賃貸人の署名を含めご提出いただければ、給付対象となる場合があります。

